

長野市障害者福祉システムのシステム標準化対応に伴う
情報提供依頼書(R F I)及び概算見積依頼(R F Q)について

本市では令和9年度に障害者福祉システムの標準化対応に伴う更改を予定しています。

ついては、以下に示した内容について、情報提供をお願いします。

1 情報提供依頼の目的

本市では、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、標準準拠システムへの移行が義務付けられた20事務のうち、障害者福祉に係るシステムが特定移行支援システム（令和7年度までに標準準拠システムへ移行できないシステム）に該当したため、移行スケジュールを見直しました。

このことに伴い、当該事務に係るシステムの標準準拠システムへの移行を令和9年度に実施するため、情報提供依頼を行うものです。

2 実施期間

令和8年3月3日（火）から3月24日（火）まで

3 システムの概要

- (1) 稼働日 令和2年1月1日（ソフトウェア及びハードウェア）
- (2) 管理項目 障害者手帳（身体障害、知的障害、精神障害）の管理、自立支援医療、自立支援給付、各種手当等

4 基本方針

- (1) 「障害者福祉システム標準仕様書【第5. 1版】」を満たし、かつ標準仕様書の改定に対応できるシステムを提供すること。
- (2) 将来的な制度改正等に速やかに対応できるシステムを提供すること。
- (3) 本市の標準化対象システム及び標準化対象外システムとのデータ連携が行えるよう、データ連携方法等の方針を提供すること。
- (4) ガバメントクラウドへの移行については、標準化対応（シフト）とガバメントクラウドへの構築（リフト）を同時に行う移行方式とすること。
- (5) 令和9年度中（令和10年1月4日予定）に本稼働できること。
※別紙1「障害福祉システム標準化対応スケジュール」参照

5 基本情報

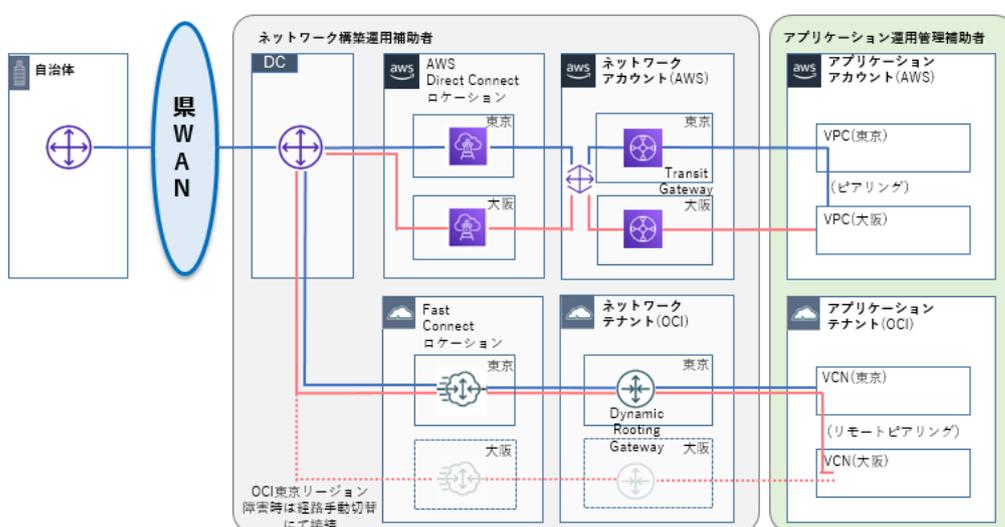
(1) システム標準化の全体スケジュール（暫定）

本市では、20事務に係るシステムについて令和8年1月5日（月）以降順次、現行システムから標準準拠システムへ移行することを予定しています。

(2) ネットワークについて（暫定）

現時点で想定しているネットワーク体系は以下のとおりです。都道府県WAN（IBN：情報ブロードウェイながの）を活用したガバメントクラウド接続を行うもので、ネットワーク運用管理補助者がCSPまでの接続の管理を行う予定です。

ネットワーク構成イメージ図（AWSとOCIを想定したもの）



※ 上記(1)、(2)は暫定であり、今後の検討状況によって変更する可能性があります。

(3) システムで扱う業務データについて

システムで扱う業務データは以下のとおりです。

表1 システムで扱う業務データ

項目	件数
障害者手帳(身体、療育、精神)保持者数(R7.3末時点)	23,934人
国制度3手当受給者数(R7.3末時点)	633人
障害福祉サービス、障害児通所受給者数(R7.3末時点)	4,946人
自立支援医療(更正、育成、精神)受給者数(R7.3末時点)	9,800人
補装具支給決定件数(R7.3末時点)	596件
特別児童扶養手当受給者数(R7.3末時点)	1,202人

(4) 現行システム環境

ア 現在利用しているシステム

対象システム	システム名（構築事業者）
障害者福祉システム	MCWEL障がい者V2（富士通Japan）

イ 現行システムのサーバ運用形態

オンプレミス

ウ 利用ユーザ数

有効73人、無効140人、計213人

※無効ユーザは異動・退職等により現在利用不可の者

※令和7年12月末時点

エ 利用端末数

39台

※令和7年12月末時点

オ 拠点数

3箇所（本庁を含めた合計）

カ 窓口の運用時間（障害者福祉システムの運用時間）

場所	曜日	開始時間	終了時間
本庁舎障害福祉課	平日	8:30	17:15
各支所	平日	8:30	17:15

上記運用時間以外についても、業務で利用するため、システムのオンライン機能は7時45分から22時30分まで利用しています。

また、土日・祝日は必要に応じてシステムのオンライン機能を利用していません。

(5) データ連携について

連携している主なシステムは以下のとおりです。

ア 住民記録システム

イ 個人住民税システム

ウ 介護保険システム

エ 番号連携システム

オ 福祉医療システム（送信のみ）

カ 障害者総合支援市町村等支援システム

(6) 文字情報

現行システムの文字情報は以下のとおりです。

- ・文字コード : Unicode-JEF
- ・フォント : FUJ 明朝
- ・外字登録数 : 902 字

6 特記事項

現在、自立支援医療（育成医療）については、別システムの機能を用いて業務を行っているため、データ移行等に関して調整が必要です。

7 調達対象範囲

(1) 障害者福祉システムの標準準拠システムへの移行

(2) 現行システムから標準準拠システムへのデータ移行

(データ抽出は現行事業者へ随意契約での委託を予定しています。)

(3) 他システムとのデータ連携

8 データ移行作業

障害者福祉システムで保有する情報を移行します。

なお、移行回数は検証を含めておおむね3回程度を想定していますが、必要と思われる回数で情報提供をお願いします。

(1) 移行対象データの範囲

移行対象のデータは、主に以下のアからソです。この他必要と思われるデータについても移行対象に含めてください。

- ア 業務共通データ
- イ 身体障害者手帳データ
- ウ 療育手帳データ
- エ 精神障害者保健福祉手帳データ
- オ 特別障害者手当データ
- カ 障害児福祉手当データ
- キ 福祉手当データ
- ク 補装具データ
- ケ 更生医療データ
- コ 精神医療データ
- サ 育成医療データ
- シ 自立支援給付データ
- ス 自立支援高額（第六項）データ
- セ 児童通所支援データ
- ソ 特別児童扶養手当データ

(2) 文字

データ要件・連携要件標準仕様書【第 4. 0 版】に従うこと。

9 依頼事項

以下の事項について情報提供をお願いします。（別紙 3、4）

なお、回答区分が「必須」のものについては、必ず情報提供をお願いします。

依頼事項	回答区分
提案事業者に関する情報（事業者概要、実績等）	必須
サポート体制・障害対応に関する情報	必須
1 標準化対象システムの構築及び5年間のシステム利用に係る経費 ※別紙4を御使用ください。 ①標準準拠システム構築に必要な全てのハードウェア・ソフトウェア費用 ②標準準拠システム構築費用（設計・構築・テスト・操作研修等） ③データ移行に要する費用（標準準拠システム側でのデータ取込に係る費用） ④その他、標準準拠システム移行に係る費用等 2 標準化対象システム及び標準化対象外業務システムの構築及び5年間のシステム利用に係る経費 ※別紙4を御使用ください。 ①標準準拠システム構築に必要な全てのハードウェア・ソフトウェア費用 ②標準準拠システム構築費用（設計・構築・テスト・操作研修等） ③データ移行に要する費用（標準準拠システム側でのデータ取込に係る費用） ④標準化対象外業務システムに必要な全てのハードウェア・ソフトウェア費用 ⑤標準化対象外業務システム構築費用（設計・構築・テスト・操作研修等） ⑥標準化対象外業務データ移行に要する費用（標準化対象外業務システム側でのデータ取込に係る費用） ⑦その他、移行に係る費用等	必須
ガバメントクラウド構築を含む移行スケジュール案	必須
ガバメントクラウドに関する以下の情報 ①デジタル庁が公開する主な確認項目リストの提供（「基本情報」シートのみも可） ②ガバメントクラウド利用料の試算表（AWS Pricing Calculator、OCI Cloud Cost Estimatorなどの試算結果） ③ガバメントクラウドのサーバ構成図 ④長期継続割引の適用方針	必須

依頼事項	回答区分
⑤ガバメントクラウド利用料の按分方法に関する方針 ⑥コスト最適化に向けた対応方針	
標準仕様書記載の標準オプション機能についての実装見込み なお、本市は身体障害者手帳業務の権限移譲を受けた中核市であるため、標準仕様書においてオプション機能とされている「身体障害者手帳（紙）の出力（機能ID：0220289）」については、必須要件とする。（自社開発システム等を用いた方法による回答も可。） ※フォーマットは任意	必須
標準化対象外業務への対応方法 ※現在利用している障害者福祉システムでは、標準化対象外業務の地域生活支援事業（日常生活用具、移動支援、日中一時支援等）、タクシー利用券交付事業、市独自手当業務等についても一元的に運用・管理しています。標準化対応後も当該業務について対応が必要であるため、具体的な対応案を提示してください。（自社開発システム等を用いた方法による回答も可。） なお、標準化対象外業務の業務内容については、別紙2を参照。	必須
他業務への連携対応の方針に関する情報 ①標準化対応済業務システムとの連携 ②標準化対象業務であっても対応前のシステムに対する連携 ③非標準化対象業務システムの連携	必須
共通機能要件に記載の以下の対応方針 ①行政事務標準文字の対応方針 ②EUC機能 ③住登外者宛名番号管理機能	必須
標準化システムの画面イメージ・帳票イメージに関する情報	必須
ユーザ情報管理の認証方法の想定について	必須
利用端末設定や帳票出力先設定など共通管理に関する情報	必須
デモンストレーションの実施可否及び時期について	必須
その他（パンフレット等）	任意

10 見積作成にあたっての留意事項

(1) 作業費用見積について

「一式〇〇万円」という見積ではなく、作業ごとに見積費用を記載してください。

作業は可能な限り分割し具体的に作業内容がイメージできるように記載してください。

(2) ハードウェア・ソフトウェア費用見積について

以下の項目に留意して作成してください。

ア 提案する人員・製品の数量及び単価等の全体金額の内訳を記載

イ 出精値引きはしない（端末調整は除く）。

ウ （保守費用が発生する場合）年間保守費用を年度ごと記載

(3) 消費税について

税込金額で作成することとし、消費税及び地方消費税の税率は10%としてください。

11 提出方法等

(1) 問い合わせ先・提出先

長野市保健福祉部障害福祉課（長野市役所第二庁舎1階）

住所：〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

電話：026-224-8382（直通）

電子メール：shougai@city.nagano.lg.jp

担当：小池、坂口、宮澤

(2) 提出資料の書式

電子データにて作成をお願いします。（ファイルの形式：Microsoft Office）回答については、添付の様式を使用してください。

(3) 提出方法・提出期限

提供資料は、上記(1)へ回答書原本、提出資料を印刷したもの2部及びデータ（CD）を、郵送又は持参により令和8年3月24日（火）午後5時までに提出をお願いします。

(4) 質疑応答

情報提供依頼への質問については、令和8年3月10日（火）午後5時までに電子メールにて担当者へ送付してください。回答については、電子メールにて送付します。また、電話での質問は受け付けません。

12 提供情報の取り扱い等

(1) 本情報提供依頼は、情報提供事業者に対して、将来のシステム調達の保証をするものではありません。

また情報提供がなかった事業者を不利益に扱うものではありません。

- (2) 提供情報及び資料は、本情報提供依頼以外の目的では使用せず、貴社に断りなく組織外へ配布はいたしません。
- (3) 提供頂いた資料は返却しません。
- (4) 提供情報及び資料について、後日電子メールにて問い合わせ又は再提出依頼を行う場合があります。